

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2022

5

Vol. 60

1 ゆんたくひんたく

2 令和4年度 厚労省関係の主な制度変更

4 65歳未満の在職老齢年金制度の見直し

3 令和4年度の雇用保険料率が2段階で引上げ

5 業務改善助成金 令和4年度申請受付開始

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

街路樹の葉が青々と生い茂り、目にあざやかに映る季節になりました。

さて、4月から長女が小学生になりました。娘の通う小学校は祖父、母、私の母校でもあるので毎日懐かしい気持ちで送りだしています。

学校生活に少し慣れ始めたころ、初めての参観日がありました。教室を覗くと、少しこちらを気にして恥じらいながらもがんばって授業を受けている娘の姿がありました。発表こそできなかつたものの、きちんと授業に取り組んでおり、座って授業を受けるその頼もしい背中に成長を感じました。私の母も同じような気持ちで行事に参加してくれていたのかと思うとなおさら感慨深いものがありました。

これからの学校生活、楽しいことも壁に当たることもたくさん待っているでしょう。そんな時は、祖父や母が私にしてくれていたように、私も娘を温かく見守っていけるようがんばっていこうと思います。(藤井)

令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更について、企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

……………令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック……………

□ **雇用保険制度の見直し【主な対象者：事業主及び労働者】**

- ・雇用保険料率を、年度前半（4月～9月）、年度後半（10月～令和5年3月）に分けて、段階的に引き上げ。
- ・雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長、教育訓練支援給付金の暫定措置を令和6年度まで継続。など

□ **女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の義務企業拡大**

【主な対象者：常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主】

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表等が常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられているところ、令和4年4月1日より、101人以上300人以下の企業にも拡大。

□ **職場におけるパワーハラスメント防止措置の中小企業事業主への義務化【主な対象者：中小事業主】**

- ・令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置を講ずることを、中小事業主についても義務化。

□ **不妊治療と仕事との両立に係る認定制度の創設【主な対象者：事業主】**

- ・不妊治療と仕事との両立しやすい環境整備に取り組む事業主を認定する「くるみんプラス」制度を新設。

□ **育児休業制度等の個別の周知と意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け**

【主な対象者：全ての事業主】

- ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は、育児休業制度や申出先等に関する事項の周知と休業の取得意向確認を個別に行う必要がある。
- ・育児休業等の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主に研修の実施や相談窓口の設置等複数のうちから1つの措置を講ずることを義務付け。

□ **有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【有期雇用労働者及び事業主】**

- ・有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であること」という要件を廃止。

ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

★ おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。全く対応していない、対応に不安があるなど、気軽にご相談ください。なお、雇用関係の助成金などについても、令和4年度における新しい情報が徐々に公表されています。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

お仕事
カレンダー
5月



5/10 ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/16 ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限
● 障害者雇用調整金の申請期限

5/31 ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 自動車税・軽自動車税の納付(都道府県の指定日まで)

施行済みの改正

令和4年の雇用保険の保険料率が決定 年度の途中でさらに引き上げ

令和4年度の雇用保険の保険料率は、法改正により、2段階で引き上げられることになりました。

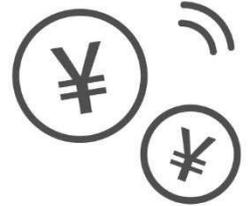
令和4年度の雇用保険の保険料率

●令和4年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳（令和4年4月～同年9月）

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の9.5	1,000分の3	1,000分の3	1,000分の3.5
			計 1,000分の6.5	
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の11.5	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の3.5
			計 1,000分の7.5	
いわゆる建設の事業	1,000分の12.5	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の4.5
			計 1,000分の8.5	

●令和4年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳（令和4年10月～翌年3月）

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の5	1,000分の5	1,000分の3.5
			計 1,000分の8.5	
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の3.5
			計 1,000分の9.5	
いわゆる建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の4.5
			計 1,000分の10.5	



★ 令和4年4月から事業主負担分の保険料率が変更になります（1,000分の0.5引き上げ）。また、令和4年10月からは被保険者負担分・事業主負担分の保険料率が変更になります（各々1,000分の2引き上げ）。なお、令和4年度の年度更新における雇用保険分の概算保険料については、令和4年4月から同年9月までの概算保険料額と令和4年10月から令和5年3月までの概算保険料額をそれぞれ計算し、その合計額を、雇用保険分の概算保険料として申告・納付することとする暫定措置が適用されます。今回の雇用保険の保険料率の改正については、例年にも増して注意すべき点があります。不安があれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉労災保険の保険率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

施行済みの改正

令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

厚生年金保険への加入期間に基づいて支給される老齢厚生年金は、その受給権者が在職者（被保険者として働いている者）であるときは、一定の仕組みにより、その全部または一部の支給が停止されることがあります（在職老齢年金制度）。その制度のうち、65歳未満の方に適用されるものが改正され、令和4年4月から施行されました。

65歳未満の方の在職老齢年金制度の見直しの概要（令和4年4月～）

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

たとえば、年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円（合計額36万円）である場合は、次のような違いがでてきます。



★ 65歳前に支給される老齢厚生年金（＝65歳未満の方の在職老齢年金制度）の対象となるのは、原則として、男性は昭和36年4月1日以前生まれ、女性は昭和41年4月1日以前生まれの方に限られます（それより後に生まれた方は65歳支給開始）。対象者が減っていく制度ですが、このような改正が行われたことは、確認しておきましょう。対象者については、年金を支給停止されずに働ける範囲が広がります。詳しい内容等については、気軽にお尋ねください。

施行済みの改正

業務改善助成金 令和4年度の申請受付を開始

厚生労働省から、業務改善助成金（通常コース）について、令和4年度の申請受付を開始したとのお知らせがありました。ポイントを確認しておきましょう。

.....令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のポイント.....

業務改善助成金（通常コース）は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

<コース区分・助成上限額・助成対象事業場などの概要>

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

★ 細かな要件がございますので、詳細をお知りになりたいときは、気軽にお声掛けください。

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com